

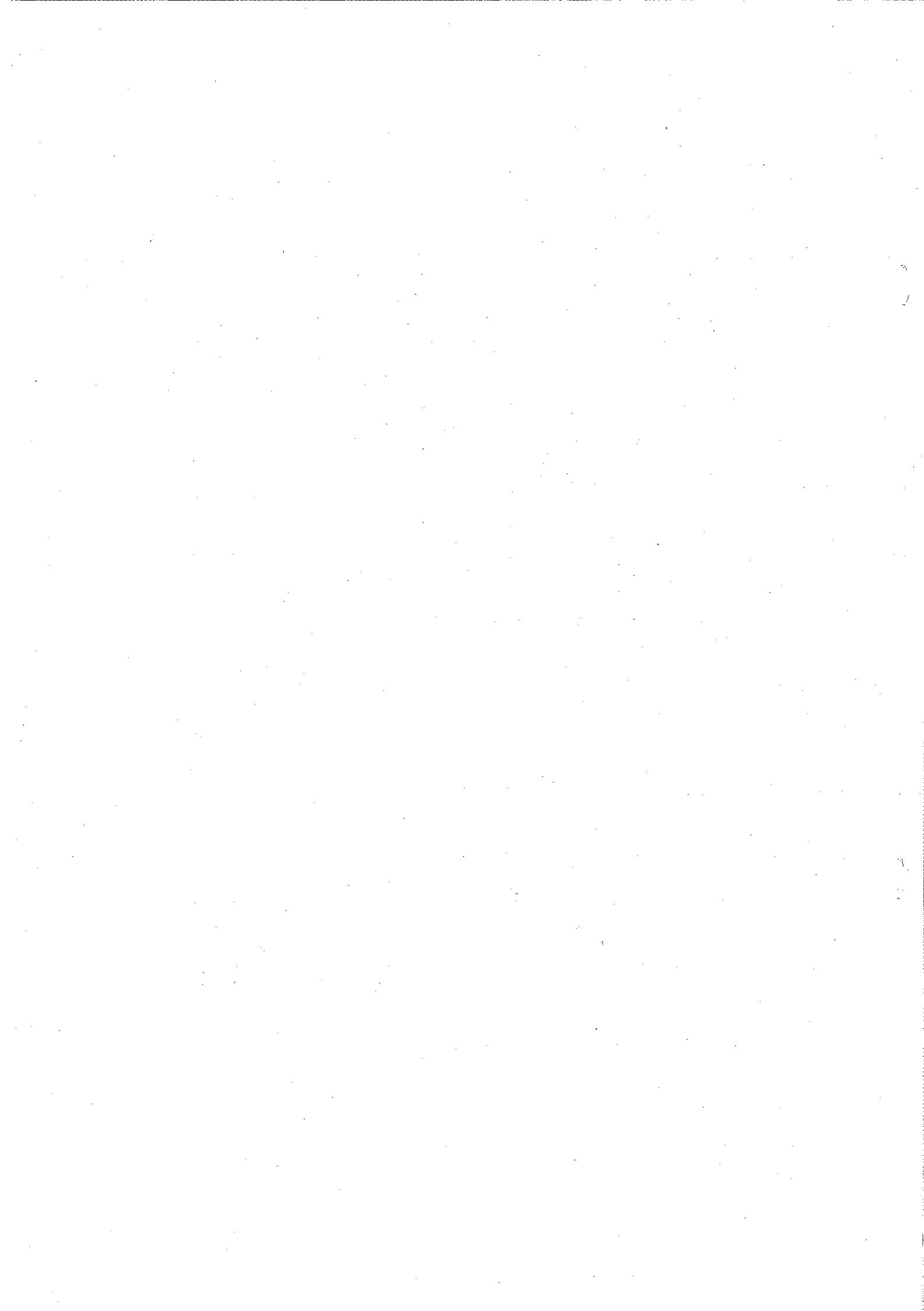
議案第16号

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山享弘



日野町職員等の旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・JR根雨駅の特別急行列車の利用を促進する。
- ・内国旅行の日当額を払わないことを更に1年間適用させるもの。

2 改正内容

- ・現行、特別急行列車で100km以上、普通急行列車で50km以上のものに旅費を支給しているが、改正により距離にかかわらず旅費を支給する。
米子出張等に根雨駅停車の特急列車の利用を促進し、利用客の増を図る。
- ・日当の額に関する規定を更に1年間適用させない。(附則第15項)

3 附則

平成28年4月1日から施行

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(鉄道賃) 第 14 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 ①～⑤ 略 2 削除	(鉄道賃) 第 14 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 ①～⑤ 略 2 前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、支給する。 ① 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの ② 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの 3 第 1 項第 5 号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
3 削除	附 則 1～14 略
15 この条例の内国旅行にかかる日当の額については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、適用しない。	附 則 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。